

村議ひぐちの 村長かわらばん 村民のくらしと村議会

9月定例議会を終えて



多くの村民の方々は「山中湖村はこのままではいけない!!」
「このままでは大変なことになる!」と、真剣に考えています。
それは、経済や、環境、教育、健康など、毎日のくらしへの不安や不満から、
「どのように解決したらよいのか?」と、以前より積極的な村民の姿勢を感じます。
では、行政や議会は、住民のこの叫びに対し何をしているのか、
9月定例議会の報告を兼ねてお伝えします。

9月定例議会で審議した議案は次のとおりです。

- 専決処分承認(役員給与等の条例改正関係など4件)
- 郵政民営化に伴う条例改正
- 平成19年度補正予算(一般会計と特別会計)
- 人事の承認(監査委員・教育委員・人権擁護委員)
- 観光案内所の条例改正
- 公の施設利用の権利侵害に関する審査請求の諮問

議会運営の実態

議会の運営と進行に関し「議会運営委員会(通称「議運」)」という機関があります。委員は、天野凱弘、羽田一三、羽田正男、長田義道の四議員で、委員長は羽田一三議員です。

「議運」は、召集日の本会議前に開かれ、長い時は2時間近く執行部との話し合いが行われます。委員四名以外の議員はジッと待っているのが常です。ところが、6月定例議会での議会運営に強い不信感を抱き、樋口は「議運」の傍聴を申し出ました。

ところが、委員長の羽田一三議員は、「ダメだ!オレの権限で傍聴は許可しない!!」と強圧的です。「理由は何か?」と問うと「前例がない!!」「慣習だ!」「二十年これでやってきた」と答え「正当な理由」になりません。議会は地方自治法および会議規則に、委員会は委員会条例に従うべきです。委員会条例には「第17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる」とあり(公開の原則)、議

員の傍聴に制限はありません。

ところが、六期目の羽田一三議員はこの原則を知らないようで、羽田功議長も「議長の許可をとれ」、河内武雄副議長にいたっては「議会は合議制だ」など見当ちがいな発言をし、いずれも、「長」の権限で議員の権利や法令まで左右できると思い違いをしています。

しかし、樋口は信念に従い、ひるむことなく「議運」の傍聴席に着きました。羽田一三委員長は「それなら今日の議会は開催しない!!」「別の場所でやる」「今後は別の日に開催する」などと常軌を逸した暴言を繰り返すばかりです。

結局は、樋口の傍聴を拒否できず、今まで時間以上かかっていた「議運」は、初日が5分、最終日は10分程で済みました。

議会在、あまりにも一部の議員に私物化されていると思われませんか?

観光活性を目指した(条例改正)議案を多数が否決

昨年の春、村民から「観光協会でないことを理由に、観光案内所にパンフレットを置かせてもらえない」という相談を受け、担当課長と話し合いましたが決裂。

そこで、自店(喫茶店)のパンフレットの設置要望を実験台とし、法的改善に挑戦しています。

観光案内所は村の「公の施設」であり、地方自治法244条では「正当な理由がない限り、住民が利用することを拒んではならない」また「住民が利用するについて、不当な差別的取り扱いをしてはならない」と定めています。従って、管理者である観光協会の対応は違法であり村の判断も誤っています。

さらに、観光案内所に関する条例に『不備』があることが判明し、樋口は9月定例会に条例改正案を議員提案しました。しかし正当な反対理由もなく否決されました。以下に詳細をお伝えします。

1、条例に「設置の目的」がないので目的を明示する

現在の観光案内所条例は?

「本村に山中湖村観光案内所を設置する」とだけ記載。

では、その他の施設の条例はどうなっているか?

村民の文化の向上および生涯学習を支援するために 山中湖情報創造館を設置する(情報創造館条例)

「住民の健康増進と福祉の向上を図り、地域の産業、観光の振興に寄与するため、山中湖村立温泉施設を設置する(温泉施設条例)

●樋口の提案した条例改正案は?

「本村に、富士山周辺、山中湖周辺の観光を総合的に案内し、もって本村の観光産業の発展と地域産業の振興に寄与するため、山中湖村観光総合案内所を設置する」

2、曖昧な主たる事業内容を明確にする

現在の観光案内所条例の事業は?

- (1)観光案内に関すること。(漠然として曖昧)
- (2)案内所の施設及び設備器具の維持保全に関すること。
- (3)前各号に掲げるもののほか、案内所の運営に関して村長が必要と認める業務

●樋口は事業内容を具体的に提案しました

- (1)富士山周辺及び山中湖村内の旅行、観光情報の提供に関すること。
- (2)富士山周辺及び山中湖村内の観光諸施設の紹介、宣伝に関すること。
- (3)観光関係機関、団体等との連携及び観光パンフレット等資料の収集整備に関すること。
- (4)国際観光地として「i」案内所の機能に関すること。
注:「i」案内所とは、国際観光振興機構が認定した外国人客対応の案内所
- (5)宿泊等予約業務に関すること。
- (6)観光客の動向調査に関すること。

(7)その他観光案内所の設置の目的を達成するため必要な事業

(8)その他村長が必要と認める事業

3、改正議案の「提案理由」は次のとおり

今後国際観光地としての対応が要求され、国内外に高品質の観光案内サービスを提供していく必要に迫られているため。
正しくて迅速な観光サービスを提供することが必要であり、観光案内所の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため。

議員として現行条例の不備を解消するため。

●討論と採決結果(討論は反対討論から行う)

反対討論:河内武雄議員

「現状のままで支障がない」(条例不備のままで良いという意味か?)

賛成討論:高村文雄議員

「条例は不備であると共に、本村が、国際観光地として発展していくためにも、観光案内所の充実が必要で、情報発信の基地、また、観光戦略の基地として案内所の事業内容を明確にし、行政も観光業者も、また全村民も一丸となってその目的に向かっていく必要を強く実感した」

反対討論:高村理三郎議員

「樋口議員も文雄議員も観光経済常任委員なのに観光協会に入っていないのはおかしい。反対!」(認識不足で意味不明)

採決:賛成は高村文雄議員のみで、議案は『否決』

以上のように、村民のくらしと議会の実情が、あまりにもかけ離れています。先日の新聞に「微力は決して無力ではない」という文言がありました。同感です。変革への課題は山ほどありますが、微力でも地道に取り組んでいけば、必ず「総力になる」と信じています。いかがでしょうか?